

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第32号**

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																																						
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 課長等 出先機関の課又は室の長並びに保健医療大学の事務局長、<u>研究科長</u>、学生部長及び図書館長をいう。</p>			<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 課長等 出先機関の課又は室の長並びに保健医療大学の事務局長、学生部長及び図書館長をいう。</p>																																																						
<p>別表1（第2条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">出先機関及び代決者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出先機関名</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立東山魁夷 せとうち美術館</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県漆芸研究所</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県県税事務所</td> <td>主管部長</td> <td>主管課長</td> </tr> </tbody> </table>			出先機関名	代 決 者		第1順位	第2順位	政策部	略		香川県立東山魁夷 せとうち美術館	略		香川県漆芸研究所	略		総務部	略		香川県県税事務所	主管部長	主管課長	<p>別表1（第2条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">出先機関及び代決者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出先機関名</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立東山魁夷 せとうち美術館</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県美術工芸研 究所</td> <td>次長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>香川県漆芸研究所</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>香川県東讃県税事 務所</td> <td>次長</td> <td>主管課長</td> </tr> <tr> <td>香川県中讃県税事 務所</td> <td>次長</td> <td>主管課長</td> </tr> <tr> <td>香川県西讃県税事 務所</td> <td>次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県自治研修所</td> <td>次長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			出先機関名	代 決 者		第1順位	第2順位	政策部	略		香川県立東山魁夷 せとうち美術館	略		香川県美術工芸研 究所	次長	総務課長	香川県漆芸研究所	略		総務部	略		香川県東讃県税事 務所	次長	主管課長	香川県中讃県税事 務所	次長	主管課長	香川県西讃県税事 務所	次長		香川県自治研修所	次長	
出先機関名	代 決 者																																																								
	第1順位	第2順位																																																							
政策部	略																																																								
香川県立東山魁夷 せとうち美術館	略																																																								
香川県漆芸研究所	略																																																								
総務部	略																																																								
香川県県税事務所	主管部長	主管課長																																																							
出先機関名	代 決 者																																																								
	第1順位	第2順位																																																							
政策部	略																																																								
香川県立東山魁夷 せとうち美術館	略																																																								
香川県美術工芸研 究所	次長	総務課長																																																							
香川県漆芸研究所	略																																																								
総務部	略																																																								
香川県東讃県税事 務所	次長	主管課長																																																							
香川県中讃県税事 務所	次長	主管課長																																																							
香川県西讃県税事 務所	次長																																																								
香川県自治研修所	次長																																																								

	香川県青年センタ 一	略	
	略		
略			
健康福 祉部	略		
	香川県東讃保健所	主管課長	
	香川県小豆保健所	主管課長	
	略		
	香川県西讃保健所	主管課長	
	略		
香川県立保健医療 大学	学部の教務及び図 書館に関する事務 については副学長、 大学院の教務につ いては研究科長、 その他の事務につ いては事務局長	学部及び大学院の 教務については学 生部長、図書館に 関する事務につ いては図書館長、そ の他の事務につ いては事務局次長	
略			
略			

	香川県青年センタ 一	略	
	略		
略			
健康福 祉部	略		
	香川県東讃保健所	主管課長又は主管 室長	
	香川県小豆保健所	主管課長	健康福祉課長
	略		
	香川県西讃保健所	主管課長	健康福祉総務課長
	略		
香川県立保健医療 大学	教務及び図書館に 関する事務につ いては副学長、そ の他の事務につ いては事務局長	教務については学 生部長、図書館に 関する事務につ いては図書館長、そ の他の事務につ いては事務局次長	
略			
略			

別表2（第3条、第4条関係）

## 出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 服務関係事務	(1)～(9) 略 備考 1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長及びミュージアム香川県文化会館長は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(9)までの事項のみを専決するものとする。 2 略			
3 略				
4 建設工事執行関係事務	(1)・(2) 略 (3) 所管工事に係る契約の予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を定めること。 (4)～(9) 略 備考 略	略		
5～7 略				

別表3（第3条、第4条関係）

## 小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	略					

別表2（第3条、第4条関係）

## 出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 服務関係事務	(1)～(9) 略 備考 1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(9)までの事項のみを専決するものとする。 2 略			
3 略				
4 建設工事執行関係事務	(1)・(2) 略 (3) 所管工事に係る契約の予定価格又は最低制限価格を定めること。 (4)～(9) 略 備考 略	略		
5～7 略				

別表3（第3条、第4条関係）

## 小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	略					
税務課	1 地方税法関係事務 法…地方税法 政…地方税法施行令 規…香川県税条例 施行規則	(1) 督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。(法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、73条の34第1項、74条の25第1項、92条1項、165条1項、198条1項、699条の23第1項、700条の36第1項、700条の64第1項) (2) 徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類について、郵便等による送達、交付送達又は公示送達をすること。(法20条1項、20条の2第1項)	○			○
			○			○

(3) 納税証明書を交付すること。(法20条の10)	○			○
(4) 地方税に関する調査について、官公署等に対し協力を求めること。(法20条の11)	○			○
(5) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法48条1項、68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、167条6項、200条6項、699条の25第6項、700条の38第6項、700条の66第6項、国税徴収法141条3号)	○			○
(6) 滞納整理小票を徴税吏員に交付し、及び滞納整理の内容についての報告を受けること。(規46条)	○			○
(7) 個人の県民税の賦課徴収に関する書類の閲覧又は記録を町長及び税務署長に請求すること。(法46条4項・5項)	○			○
(8) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法53条45項から48項まで)	○			○
(9) 法人の県民税に係る法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法58条6項)	○			○
(10) 法人の県民税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法63条1項)	○			○
(11) 法人税額等を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法63条3項・4項)	○			○
(12) 法人の事業税の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。(法72条の34)	○			○
(13) 法人の事業税について課税標準の総額の更正等又は分割基準の修正	○			○

					等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法72条の49第11項)				
					(14) 法人の事業税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。(法72条の49の2)	○			○
					(15) 法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。(法72条の25第3項・5項、法72条の28第2項、政24条の4第2項・4項・6項、24条の4の3)	○			○
					(16) 個人の事業税について決定した個人の所得を税務署長に通知すること。(法72条の58)	○			○
					(17) 個人の事業税の賦課徴収について、所得税又は県民税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長及び町長に対し請求すること。(法72条の59)	○			○
					(18) 個人の事業税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条44条)	○			○
					(19) 不動産取得税の賦課徴収について、固定資産課税台帳等の閲覧又は記録を町長に請求すること。(法73条の23)	○			○
					(20) 不動産取得税の賦課徴収について、不動産を取得した者に対し必要な報告を求めること。(条47条3項)	○			○
					(21) 自動車税の納税義務者を変更すること。(法145条1項・2項)	○			○
					(22) 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項)	○			○
					(23) 町及び特別徴収義務者への交付金を決定し、交付すること。		○		
				2 納税貯蓄組合法関係事務法…納税貯蓄組合法 政…納税貯	(1) 納税貯蓄組合(以下この関係事務において「組合」という。)又は納税貯蓄組合連合会(以下この関係事務において「連合会」という。)の規約の届出を受けること。(法2条1項、10条の2)	○	○		

環境 森林 課	1～5 略				
	6 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 略	(1)～(11) 略			
		(12)～(27) 略			
	7～10 略				
	11 森林法関 係事務 法…森林法	(1) 保安林等における立木の伐採又は立竹の伐採等を許可すること。(法34条1項・2項、44条)	○		
(2) 保安林等における立木の伐採、択伐又は間伐の届出を受け、その旨を町長に通知すること。(法34条8項から10項まで、34条の2第1項・4項、34条の3、44条)		○			○
(3) 保安林等における択伐又は間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。(法34条の2第2項、34条の3第2項、44条)		○			○
12 補助金交 付関係事務	(1) 団体営林道事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更(補助	○			○

蓄組合 法施行 令	(2) 組合又はその組合員に質問し、若しくは当該組合の帳簿書類を検査し、又は当該職員に質問等をさせること。(法11条1項)	○	○			
	(3) 連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる連合会、組合若しくはその組合員に質問し、又は当該職員に質問させること。(法11条2項)	○	○			
	(4) 組合又は連合会の解散の届出を受けること。(法13条)	○	○			
	(5) 組合である旨の証明書を交付すること。(政2条1項)	○			○	
	(6) 連合会への補助金を決定し、及び交付すること。		○			
	3 会計規則 関係事務 規…香川県 会計規則	(1) 小切手等の償還請求による支出を決定すること(地方税法の規定に基づく徴収金に係るものに限る。)(規66条の3第4項、98条)	○	○		
	環境 管理 室					
1～5 略						
6 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 略	(1)～(11) 略					
	(12) 産業廃棄物管理票に関する報告書を受けること。(法12条の3第6項)		○			
	(13)～(28) 略					
7～10 略						

		金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。				
		(2) 単独県費補助林道事業及び単独県費補助治山事業の事業内容の変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。	○			○
		(3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア 単独県費補助造林事業 イ 単独県費補助林道事業 ウ 単独県費補助治山事業 エ 森林害虫等防除事業	○	○		

生活福祉課 略

保健 1～5 略

福祉課

森林整備室	1 森林法関係事務 法…森林法	(1) 保安林等における立木の伐採又は立竹の伐採等を許可すること。(法34条1項・2項、44条)	○			○
		(2) 保安林等における立木の伐採、択伐又は間伐の届出を受け、その旨を町長に通知すること。(法34条8項から10項まで、34条の2第1項・4項、34条の3、44条)	○			○
		(3) 保安林等における択伐又は間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。(法34条の2第2項、34条の3第2項、44条)	○			○
	2 補助金交付関係事務	(1) 団体営林道事業についての農林水産大臣が定める軽微な変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。	○			○
		(2) 単独県費補助林道事業及び単独県費補助治山事業の事業内容の変更(補助金の額の変更に係るものを除く。)を承認すること。	○			○
		(3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア 単独県費補助造林事業 イ 単独県費補助林道事業 ウ 単独県費補助治山事業 エ 森林害虫等防除事業	○	○		

生活福祉課 略

健康 1～5 略

福祉課 6 介護保険  
法関係事務

(1) 居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービス(これらに相当

○

○

法…介護保  
険法

するサービスを含む。以下この関係事務において「居宅サービス等」という。)を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。(法24条1項)

(2) 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。(法24条2項)

(3) 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法76条1項)

(4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者(以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者等」という。)に対し、人員、設備及び運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告すること。(法76条の2第1項、83条の2第1項、115条の7第1項)

(5) 勧告を受けた指定居宅サービス事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。(法76条の2第

○	○			
○	○			
○	○			
○	○			



<p>6 略</p>
------------

<p>2項、83条の2第2項、115条の7第1項)</p>				
<p>(6) 指定居宅サービス事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。(法76条の2第3項・4項、83条の2第3項・4項、115条の7第3項・4項)</p>	○	○		
<p>(7) 指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この関係事務において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させること。(法83条1項)</p>	○	○		
<p>(8) 指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この関係事務において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法115条の6第1項)</p>	○	○		
<p>7 略</p>				

土地改良課 略					
用地 管理 課	1～6 略				
	7 河川法関 係事務	(1) 略			
	法…河川法 政…河川法 施行令 条…香川県	(2) 兼用工作物（道路と兼ねる堤防に限る。）の工事等について他の工作物の管理者と協議すること。（法17条1項）		○	
	河川占 用料等 に關す る条例 規…香川県 河川管 理規則	(3)～(15) 略			
		(16) 河川管理施設の維持又は操作その他これに類する事項を関係地方公共団体に委託すること。（法99条）	○	○	
	(17)～(21) 略				
8～10 略					
11 急傾斜地 の崩壊によ る災害の防 止に關する 法律關係事 務 略	(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。（法3条1項）	○	○		
	(2)～(12) 略				
12～23 略					

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 ミュージアム

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品關係事 務	(1) 1件10万円未満の寄贈（負担付のものを除く。）を受けることを決定すること。		○	
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	○	○	

2 略

土地改良課 略					
用地 管理 課	1～6 略				
	7 河川法関 係事務	(1) 略			
	法…河川法 政…河川法 施行令 条…香川県	(2)～(14) 略			
	河川占 用料等 に關す る条例 規…香川県 河川管 理規則	(15)～(19) 略			
		(20)～(23) 略			
8～10 略					
11 急傾斜地 の崩壊によ る災害の防 止に關する 法律關係事 務 略	(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。（法3条1項）	○	○		
	(2)～(12) 略				
12～23 略					

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 略

2 美術工芸研究所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品關係事 務	(1) 1件10万円未満の寄贈（負担付のものを除く。）を受けることを決定すること。		○	
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	○	○	

3・4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務（ <u>地方 法人特別税等 に関する暫定 措置法に係る 事務を含む。</u> 法… <u>地方税法 政…<u>地方税法 施行令 条…<u>香川県税 条例 規…<u>香川県税 条例施行 規則</u></u></u></u>	(1)～(9) 略			
	(10) 滞納整理の内容についての報告を受けること。（規46条）	略		
	(11)～(15) 略			
	(16) 法人の事業税及び地方法人特別税（以下「法人の事業税等」という。）の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。（法72条の34）	略		
	(17) 法人の事業税等について課税標準の総額の更正等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。（法72条の49第11項）	略		
	(18) 法人の事業税等の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。（法72条の49の2）	略		
	(19) 法人の事業税等の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。（法72条の25第3項・5項、法72条の28第2項、政24条の4第2項・4項・6項、24条の4の3）	略		
	(20)～(24) 略			
	(25) 県たばこ税の賦課徴収について、市町村たばこ税に関する書類の閲覧又は記録を市町 長に請求すること。（法74条の19第1項）	○		○
	(26)～(36) 略			
2・3 略				

6～8 略

3・4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係事務 法… <u>地方税法 政…<u>地方税法 施行令 規…<u>香川県税 条例施行 規則</u></u></u>	(1)～(9) 略			
	(10) 滞納整理小票を徴税吏員に交付し、及び滞納整理の内容についての報告を受けること。（規46条）	略		
	(11)～(15) 略			
	(16) 法人の事業税の賦課徴収について、法人に対し必要な書類の提出を求めること。（法72条の34）	略		
	(17) 法人の事業税について課税標準の総額の更正等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。（法72条の49第11項）	略		
	(18) 法人の事業税の賦課徴収について、法人税に関する書類の閲覧又は記録を税務署長に対し請求すること。（法72条の49の2）	略		
	(19) 法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等を行い、並びにその旨を法人及び関係都道府県知事に通知すること。（法72条の25第3項・5項、法72条の28第2項、政24条の4第2項・4項・6項、24条の4の3）	略		
	(20)～(24) 略			
	(25)～(35) 略			
	備考 1 (6)から(9)まで、(25)、(28)から(34)までの事項は、東讃県税事務所についてのみ適用する。			
2・3 略				

6 自治研修所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 研修関係事務	(1) 研修計画を策定し、及び実施すること。	○	○	

7～9 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	略				
健康福祉総務課・健康福祉課	1～5 略				

10 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
生活福祉総務課	略				
健康福祉課・健康福祉総務課	1～5 略				
	6 介護保険 法関係事務 法…介護保 険法	(1) 居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む。以下この関係事務において「居宅サービス等」という。）を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。（法24条1項）	○	○	
		(2) 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。（法24条2項）	○	○	
		(3) 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。（法76条1項）	○	○	

<p>(4) <u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者（以下この関係事務において「指定居宅サービス事業者等」という。）に対し、人員、設備及び運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告すること。（法76条の2第1項、83条の2第1項、115条の7第1項）</u></p>	○	○	
<p>(5) <u>勧告を受けた指定居宅サービス事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。（法76条の2第2項、83条の2第2項、115条の7第1項）</u></p>	○	○	
<p>(6) <u>指定居宅サービス事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。（法76条の2第3項・4項、83条の2第3項・4項、115条の7第3項・4項）</u></p>	○	○	
<p>(7) <u>指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この関係事務において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させること。（法83条1項）</u></p>	○	○	
<p>(8) <u>指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下こ</u></p>	○	○	

環境管理室	1～5 略				
	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務 略	(1)～(11) 略			
		(12)～(27) 略			
	7～10 略				

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～3 略				
4 児童福祉法 関係事務 法…児童福祉 法	(1) 母子保健法に基づく母子保健に関する事業等の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときに、当該者の所在地の市町長に通知すること。(法21条の10の4)	○	○	
5～31 略				

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

		の関係事務において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。(法115条の6第1項)			
	7 戦傷病者特別援護法 関係事務 法…戦傷病者特別 援護法	(1) 補装具の支給若しくは修理又はこれらに代わる費用の支給を決定すること。(法21条1項・4項)	○	○	
		(2) 戦傷病者等から援護に関する報告を徴し、又は戦傷病者に医師の受診を命ずること(補装具に係るものに限る。)(法24条)	○	○	
環境管理室	1～5 略				
	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係事務 略	(1)～(11) 略			
		(12) 産業廃棄物管理票に関する報告書を受けること。(法12条の3第6項)		○	
		(13)～(28) 略			
	7～10 略				

11 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～3 略				
4～30 略				

12 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親の行う養育に関する最低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。 (法6条の3第2項、省①36条の42第2項)	○	○	
	(2) 里親につき、その相談に応じ、援助を行うこと。(法11条1項2号へ)	○	○	
	(3) 市町等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童の報告を受けること。 (法第25条の7第1項3号、第2項4号、25条の8第4号)	○	○	
	(4)・(5) 略			
	(6) 児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)	略		
	(7)～(10) 略			
	(11)～(16) 略			
	(17) 小規模住居型児童養育事業を行う者等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。(法30条の2)	略		
	(18) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在所させること。(法31条2項)	略		
	(19) 略			
	(20) 児童等が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)	○	○	
(21) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。(法33条の6第4項、省①36条の26第5項)	○	○		
(22) 被措置児童等の状況の把握等又は虐待の防止等のために講じた措置の内容等を児童福祉審議会に報告すること。(法33条の15第2項)	○	○		

1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親の行う養育に関する最低基準	(1)・(2) 略			
	(3) 児童を里親に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)	略		
	(4)～(7) 略			
	(8) 児童が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法27条7項)	○	○	
	(9)～(14) 略			
	(15) 里親等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。(法30条の2)	略		
	(16) 里親に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在所させること。(法31条2項)	略		
	(17) 略			
	(18) 日常生活上の援助等の措置をとった児童について、満20歳に達するまで、引き続き援助を行い、又は日常生活上の援助等の委託を継続すること。(法31条4項)	○	○	

(23)・(24) 略			
(25) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条2項)	○	○	
(26)・(27) 略			
(28) 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。(政33条)	略		
(29) 小規模住居型児童養育事業者に対し、委託児童の状況について定期的な調査を受けることを求め、又は調査すること。(省①1条の29)	○	○	
(30) 略			
(31) 児童自立生活援助事業者に対し、入居者の状況について定期的な調査を受けることを求め、又は調査すること。(省①36条の24)	○	○	
(32) 養育里親希望者等が要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査すること。(省①36条の38第1項)	○	○	
(33) 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。(省②14条1項)	略		
2 略			

(19)・(20) 略			
(21)・(22) 略			
(23) 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。(政34条)	略		
(24) 略			
(25) 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。(省②14条)	略		
2 略			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法 関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親の行う養育に関する最低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の3第2項、省①36条の42第2項)	○	○	
	(2) 里親につき、その相談に応じ、援助を行うこと。(法11条1項2号へ)	○	○	
	(3) 市町等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童の報告を受けること。(法第25条の7第1項3号、第2項4号、25条の8第4号)	○	○	
	(4)・(5) 略			
	(6) 児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)	略		
(7)～(10) 略				

13 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法 関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親の行う養育に関する最低基準	(1)・(2) 略			
	(3) 児童を里親に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)	略		
	(4)～(7) 略			
	(8) 児童が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居に	○	○	



(11)～(16) 略			
(17) 小規模住居型児童養育事業を行う者等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。(法30条の2)	略		
(18) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在所させること。(法31条2項)	略		
(19) 略			
(20) 児童等が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)	○	○	
(21) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。(法33条の6第4項、省①36条の26第5項)	○	○	
(22) 被措置児童等の状況の把握等又は虐待の防止等のために講じた措置の内容等を児童福祉審議会に報告すること。(法33条の15第2項)	○	○	
(23) 略			
(24) 児童自立生活援助の実施が必要である児童等と認めること。(政1条2項)	○	○	
(25)・(26) 略			
(27) 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。(政33条)	略		
(28) 小規模住居型児童養育事業者に対し、委託児童の状況について定期的な調査を受けることを求め、又は調査すること。(省①1条の29)	○	○	
(29) 略			
(30) 児童自立生活援助事業者に対し、入居者の状況について定期的な調査を受けることを求め、又は調査すること。(省①36条の24)	○	○	

において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法27条7項)			
(9)～(14) 略			
(15) 里親等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。(法30条の2)	略		
(16) 里親に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在所させること。(法31条2項)	略		
(17) 略			
(18) 日常生活上の援助等の措置をとった児童について、満20歳に達するまで、引き続き援助を行い、又は日常生活上の援助等の委託を継続すること。(法31条4項)	○	○	
(19) 略			
(20)・(21) 略			
(22) 同居児童の届出者の居住地変更について新居住地の都道府県知事に通知すること。(政34条)	略		
(23) 略			

	(31) 養育里親希望者等が要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査すること。(省①36条の38第1項)	○	○	
	(32) 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。(省②14条1項)	略		
2 略				

	(24) 里親に対し、委託児童の心身の状況等に関する定期的な報告を求めること。(省②14条)	略		
2 略				

13~29 略

30 土木事務所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1~7 略				
8 河川法関係 事務 法…河川法 政…河川法施 行令 条…香川県河 川占用料 等に関する 条例 規…香川県河 川管理規 則	(1) 略			
	(2) 兼用工作物(道路と兼ねる堤防に限る。)の工事等について他の工作物の管理者と協議すること。(法17条1項)		○	
	(3)~(15) 略			
	(16) 河川管理施設の維持又は操作その他これに類する事項を関係地方公共団体に委託すること。(法99条)	○	○	
	(17)~(21) 略			
9~11 略				
12 急傾斜地の 崩壊による災 害の防止に関 する法律関係 事務 略	(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。(法3条1項)	○	○	
	(2)~(12) 略			
13~24 略				

31 略

14~30 略

31 土木事務所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1~7 略				
8 河川法関係 事務 法…河川法 政…河川法施 行令 条…香川県河 川占用料 等に関する 条例 規…香川県河 川管理規 則	(1) 略			
	(2)~(14) 略			
	(15)~(19) 略			
9~11 略				
12 急傾斜地の 崩壊による災 害の防止に関 する法律関係 事務 略	(1)~(11) 略			
13~24 略				

32 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。